

畜産臭気低減対策推進事業実施要領

制定 平成30(2018)年5月15日 畜振第274号

第1 目的

畜産経営に起因する臭気問題の改善のため、調査・指導チームによる、農家調査及び技術対策検討会（カンファレンス）を通じた処方箋の作成と改善指導を行うことにより、効果的な臭気対策を実施する。さらに、処方箋を関係機関・団体で共有することで継続的な指導体制を確立する。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、栃木県養豚協会とする。

第3 事業の内容

- 1 事業実施主体は、臭気の発生状況、改善の必要性を考慮し、対象農家を選定する。
- 2 事業実施主体は、畜産環境の専門家、市町、関係機関・団体の職員等を構成員とする調査・指導チームを設置し、対象農家の農場を調査する。
- 3 事前カンファレンスでは、農場の臭気の発生要因を特定するとともに、その低減対策について検討・決定し、処方箋を作成する。
- 4 事業実施主体は、3で作成した処方箋に基づき、対象農家が適正に対策を実施できるよう指導するとともに、対策の実施後における臭気の状態を調査する。
- 5 事後カンファレンスでは、3の対策についての効果を検証する。
- 6 対策の効果が得られない場合は、引き続き改善指導を行う。
- 7 作成した処方箋を関係機関・団体で共有し、継続的な指導に活用する。

第4 事業実施の手続き

- 1 事業実施計画の承認
事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（別記様式1）を作成の上、知事宛て提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画の変更
次に掲げる事業実施計画の変更は、上記1に準じて変更承認を受けるものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 総事業費の30パーセントを超える増減

第5 事業の完了報告

事業実施主体は、第4により実施した事業の実績報告書（別記様式2）を事業完了後1か月以内に、知事宛て提出するものとする。

第6 助成

対象となる経費は、別表1に掲げるとおりとし、県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定めるところにより助成するものとする。

第7 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30(2018)年度の実施事業から適用する。
- 2 この要領は、平成33(2021)年3月31日でその効力を失う。

別記様式1

番号
年月日

栃木県知事 福田 富一 様

住 所
事業実施主体名
代表者名 印

平成 ()年度畜産臭気低減対策推進事業実施計画(変更)承認申請について
畜産臭気低減対策推進事業実施要領(平成30年 月 日付け畜振第 号)第4の
1の規定に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請します。

記

(添付書類)

平成 年度畜産臭気低減対策推進事業実施計画書(別紙)

別記様式2

番号
年月日

栃木県知事 福田 富一 様

事業実施主体名
代表者名 印

平成 ()年度畜産臭気低減対策推進事業実績報告について
畜産臭気低減対策推進事業実施要領（平成 30 年 月 日付け畜振第 号）第5の
規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

（添付書類）

平成 年度畜産臭気低減対策推進事業実績書（別紙）

別紙

平成 年度畜産臭気低減対策推進事業実施計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業実施主体

3 事業の内容

(1) 調査・指導チームの設置及びカンファレンス実施回数（実績）

No.	対象農家名	実施時期	カンファレンス参加者	検 討 内 容	処方箋の共有先及び方法
1	()				
2	()				
3	()				
4	()				
5	()				
6	()				

※対象農家名には、農場の所在する市町名を記入すること。

(1) については、各農家の処方箋を添付すること。

(2) 臭気低減対策の実施実績

No.	農家名	内 容	実施期間	効果	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					

4 経費配分及び負担区分

区分	総事業費	補助事業に要する（要した）経費	負担区分	
			県費	その他
(1) 調査・指導チーム整備・運営	円	円	円	円
(2) カンファレンスの開催				
(3) 臭気低減対策の実施				
(4) その他必要な事項				
合計				

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

別表1 対象経費

区分	助成対象経費
会議費	調査・指導チームの運営及びカンファレンスの開催に必要な事務的経費 (消耗品費、通信運搬費等)、畜産環境専門家への報償費等
借上費	事業を実施するために直接必要な臭気測定機器等の借上経費
調査費	臭気測定、臭気の発生要因解明、対策効果解析に要する経費等 (臭気測定機器関連消耗品、衛生服等消耗品等)
臭気対策費	カンファレンスで決定した対策の実施に係る経費 (脱臭装置、消臭シート、カーテン等)
その他	その他、本事業実施に必要な経費で、知事が認めるもの